

鳥取県景観形成規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第 7 号

鳥取県景観形成規則

鳥取県景観形成条例施行規則（平成 5 年鳥取県規則第 56 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）及び鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公聴会の開催公告等）

第 2 条 知事は、法第 9 条第 1 項の規定により同項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開催しようとするときは、その開催の日の 3 週間前までに、公聴会の日時及び場所、公聴会において意見を聴こうとする案件（以下「公聴案件」という。）その他公聴会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 公聴会に出席して公聴案件について意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 10 日前までに、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により書面を提出した者及び公聴案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。

（公聴会の開催）

第 3 条 公聴会に議長を置き、職員のうちから知事があらかじめ指名した者をもって充てる。

2 議長は、公聴会を主宰する。

3 公聴会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。

4 公述人の発言は、公聴案件以外のことについて行ってはならない。

5 公述人が前項の規定に違反し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言をやめさせ、又は退場させることができる。

6 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者を退場させることができる。

（公聴会の記録）

第 4 条 議長は、公聴会の終了後速やかに、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならない。

2 議長は、公聴会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて知事に報告しなければならない。

（行為の届出書類）

第 5 条 省令第 1 条第 1 項及び条例第 12 条第 1 項本文の届出書は、様式第 1 号によるものとする。

2 省令第 1 条第 1 項の届出書に添付する図書及び条例第 12 条第 1 項本文の規則で定める図書は、別表第 1 に定める図書とする。

3 第 1 項の届出書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部（行為が行われる土地の区域が 2 以上の市町村の区域

にわたるものである場合にあっては、正本1部及び当該市町村の数の副本)とする。

(原状回復等を行う職員の身分証明書)

第6条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。

(勧告等に係る公表)

第7条 条例第17条第1項前段の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 勧告又は協議を受けた者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告又は協議に係る行為の場所及び内容
- (3) 勧告又は協議をした措置の内容

(勧告等を受けた者の意見陳述)

第8条 条例第17条第1項後段、第22条第2項又は第24条第2項後段の規定による意見の陳述は、総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

(口頭陳述会の設定)

第9条 総合事務所長は、前条の規定により意見の陳述を口頭で行うことを認めた場合は、当該陳述の場(以下「口頭陳述会」という。)を設定するものとする。

- 2 口頭陳述会に議長を置き、職員のうちから総合事務所長があらかじめ指名した者をもって充てる。
- 3 議長は、口頭陳述会を主宰する。
- 4 口頭陳述会は、口頭審問により、非公開で行う。ただし、当該陳述を行う者(以下「口頭陳述者」という。)が同意したときは、公開で行うものとする。
- 5 口頭陳述会においては、議長が許可した者でなければ発言することができない。
- 6 議長は、口頭陳述会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(口頭陳述会の代理人の出席等)

第10条 口頭陳述者は、自らに代わって、あらかじめ総合事務所長に届け出た代理人に意見を述べさせることができる。

- 2 口頭陳述者又はその代理人は、あらかじめ総合事務所長の許可を受けて、口頭陳述会に補佐人を出席させることができる。
- 3 口頭陳述者は、あらかじめ総合事務所長に届け出た証人又は参考人を口頭陳述会に出席させ、証言又は参考意見の陳述を行わせることができる。この場合において、総合事務所長は、必要があると認めるときは、証人又は参考人の数を制限することができる。

(口頭陳述会の記録)

第11条 議長は、口頭陳述会の終了後速やかに、口頭陳述会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名の上、押印しなければならない。

- 2 議長は、口頭陳述会の結果について、前項の規定により作成した記録を添えて総合事務所長に報告しなければならない。

(標識)

第12条 条例第19条の規定による標識の設置は、様式第3号の標識を設置して行うものとする。

- 2 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 行為を実施する区域

- (2) 行為の内容
- (3) 行為の着手予定日及び完了予定日
- (4) 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の通知をした日
- (5) 条例第18条の規定による通知があった日及びその通知番号
(景観支障物件からの距離)

第13条 条例第21条第1項の規則で定める距離は、75メートルとする。

(措置申立ての方法等)

第14条 条例第21条第1項の規定による申立ては、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。

- (1) 条例第21条第1項に規定する景観支障物件（以下「景観支障物件」という。）の所在地、使用及び管理の状況並びに所有者等（景観支障物件を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）
- (2) 地域における景観形成の目標
- (3) 景観支障物件により生じている景観形成上及び生活環境保全上の支障の内容
- (4) 所有者等に行わせようとする支障の除去のための措置

(申立てに必要な周辺住民等の数)

第15条 条例第21条第2項の規則で定める数は、同条第1項に規定する周辺住民等の総数の3分の2の数とする。

(措置要請の方法)

第16条 条例第24条第1項の規定による要請は、その趣旨及び内容を明示した文書により行うものとする。

(景観支障物件に係る公表)

第17条 条例第24条第2項前段の規定による公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 要請を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 要請に係る物件の所在地及び現状
- (3) 要請した措置の内容

(景観支障物件の立入調査を行う職員の身分証明書)

第18条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(地域部会の設置)

第19条 条例第31条第1項の規定により、別表第2に掲げる名称及び所管区域の地域部会を設置する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の鳥取県景観形成規則（以下「新規則」という。）第13条から第18条までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 新規則第5条から第12条までの規定は、法第16条第1項各号に掲げる行為のうち、平成19年10月1日以後に着手するものについて適用し、同日前に着手するものについては、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

行為の種類	図 書		
	種類	規格	図書に記載する内容
法第16条第1項第1号に掲げる行為 又は同項第2号に掲げる行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（色見本等により具体的に示したもの。）
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
法第16条第1項第3号に掲げる行為 及び条例第13条第1号に掲げる行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模

	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
条例第13条第2号に掲げる行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺50,000分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	伐採計画図	縮尺5,000分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 伐採する木竹の種類、高さ、本数及び面積 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
条例第13条第3号に掲げる行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 5 周辺の土地利用の現況及び地形
	配置図	縮尺200分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 4 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況

条例第 13 条第 4 号に掲げる行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 5 周辺の土地利用の現況及び地形
	配置図	縮尺200分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 照射面の方位及び寸法 2 照射位置及び角度 3 照明の種類
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況

備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、総合事務所長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

別表第 2 (第 19 条関係)

名 称	所 管 区 域
鳥取県景観審議会東部地域部会	岩美郡及び八頭郡
鳥取県景観審議会中部地域部会	東伯郡
鳥取県景観審議会西部地域部会	境港市、西伯郡及び日野郡

様式第1号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の(口変更)届出書

年 月 日 職 氏 名 様	届 出 者	住 所 (法人その他の 団体にあつては、 主たる事務所の 所在地)				
		氏 名 (法人その他の 団体にあつては、 名称及び代表者 の氏名)	㊤			
		電 話	() —			
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。						
地域の名称	景観形成重点区域 () ・その他の景観計画区域					
行為の場所						
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
行 為 の 種 類	建築物の 建築等	内容及び用途	内容（新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩 変更）） 用途（ ）			
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m ²	m ²	m ²	
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
		仕上げ材 料	屋根			
			外壁			
		色 彩	屋根			
	外壁					
	構 造					
	工作物の 建設等	内容及び用途	内容（新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕・模様替・色彩 変更）） 用途（ ）			
		種 類	高さ及び築造面積	構 造	色 彩	
			高さ m 面積 m ²			

		高さ 面積	m m ²		
		高さ 面積	m m ²		
開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	目 的			種 類	
	面 積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ			
	m ²	高さ	m		
		長さ	m		
木竹の伐採	目 的	伐 採 種 別	樹 種	平 均 樹 齢	
	平 均 樹 高	伐 採 本 数		伐 採 面 積	
	m	本		m ²	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件 <small>たい</small> の堆積	物 件 の 種 類		高 さ 及 び 面 積		
			高 さ	m	
			面 積	m ²	
特 定 照 明	照 射 対 象 の 種 類		照 射 対 象 の 高 さ		
			m		
その他の参考事項					
届出内容の照会先	住 所				電 話 () —
	氏名 (法人にあつては、名称及び担当者の氏名)				
委 任	氏名				
	私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。				
	記				
	景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る一切の権限				
	年 月 日				
	(委任者)				
	住所				
	氏名		㊟		
	(受任者)				
	住所				
	氏名		㊟		
※審査機関処理欄	県受理年月日	着手制限期間の短縮通知年月日	勸告等年月日		

			勸告	
			公表	
			変更等の命令	

[記入上の注意]

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名の□にレを記入してください。
- 2 「届出者」欄の氏名（法人その他の団体にあつては、代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 「地域の名称」欄の括弧書きには、鳥取県景観計画に定められた地域の名称を記入してください。
- 4 建築物又は工作物の移転の場合、「行為の場所」欄には移転後の場所を記入し、その後に移転前の場所を括弧書きで記入してください。
- 5 「内容及び用途」欄の「内容」は、該当する事項を○で囲んでください。
- 6 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 7 「建築物の建築等」欄の「仕上げ材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 8 「建築物の建築等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 9 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建築等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 10 「工作物の建設等」欄の「高さ」には、地盤面から当該工作物の上端までの高さ（避雷針を除く。）を記入してください。
- 11 「建築物の建築等」欄及び「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- 12 「木竹の伐採」欄の「伐採種別」には、皆伐又は択伐の別を記入してください。
- 13 「開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」欄の「種類」には、土石の採取又は鉱物の掘採である場合に、採取又は掘採する主たる岩石、鉱物等の種類を記入してください。
- 14 「特定照明」欄の「照射対象の種類」には、照射対象となる建築物又は工作物の種類を具体的に記入してください。
- 15 「届出内容の照会先」欄は、設計者、施行者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入してください。届出に係る照会以外に、鳥取県景観形成条例第18条に規定する着手制限期間の短縮通知の受領等、本届出に係る事務について代理人を指定する場合には、「委任」欄に記入してください。
- 16 この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可等を要する場合は、「その他の参考事項」欄にその旨を記入してください。
- 17 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内に朱書きで記入してください。
- 18 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

第 号

身 分 証 明 書

所 属 職 名 氏 名

（写 真）

上 記 の 者 は、景 観 法 第 17 条 第 8 項 に 規 定 す る 原 状 回 復 等 又 は 立 入 検 査 若 し く は 立 入 調 査 を 行 う 職 員 で あ る。

年 月 日

鳥 取 県 知 事 印

60 mm

90 mm

（裏面）

景 観 法（抜 粋）
（変 更 命 令 等）

第 17 条 景 観 行 政 団 体 の 長 は、良 好 な 景 観 の 形 成 の た め に 必 要 が あ る と 認 め る と き は、特 定 届 出 対 象 行 為（略）に つ い て、景 観 計 画 に 定 め ら れ た 建 築 物 又 は 工 作 物 の 形 態 意 匠 の 制 限 に 適 合 し な い も の を し よ う と す る 者 又 は し た 者 に 対 し、当 該 制 限 に 適 合 さ せ る た め 必 要 な 限 度 に お い て、当 該 行 為 に 関 し 設 計 の 変 更 そ の 他 の 必 要 な 措 置 を と る こ と を 命 ず る こ と が で き る。（略）

7 景 観 行 政 団 体 の 長 は、第 1 項 の 規 定 の 施 行 に 必 要 な 限 度 に お い て、同 項 の 規 定 に よ り 必 要 な 措 置 を と る こ と を 命 ぜ ら れ た 者 に 対 し、当 該 措 置 の 実 施 状 況 そ の 他 必 要 な 事 項 に お い て 報 告 を さ せ、又 は 景 観 行 政 団 体 の 職 員 に、当 該 建 築 物 の 敷 地 若 し く は 当 該 工 作 物 の 存 在 す る 土 地 に 立 ち 入 り、特 定 届 出 対 象 行 為 の 実 施 状 況 を 検 査 さ せ、若 し く は 特 定 届 出 対 象 行 為 が 景 観 に 及 ぼ す 影 響 を 調 査 さ せ る こ と が で き る。

8 第 6 項 の 規 定 に よ り 原 状 回 復 等 を 行 お う と す る 者 及 び 前 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 又 は 立 入 調 査 を す る 者 は、そ の 身 分 を 示 す 証 明 書 を 携 帯 し、関 係 人 の 請 求 が あ っ た 場 合 に お い て は、こ れ を 提 示 し な け れ ば な ら ない。

60 mm

90 mm

様式第3号（第12条関係）

鳥取県景観形成条例に基づく届出標識			
行為を実施する区域			
行為の内容	行為の種類		
	面積		
	高さ		
	長さ		
行為の着手予定日	年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
行為の届出（通知）日	年 月 日		
通知年月日	年 月 日（通知番号：第 号）		

様式第4号（第18条関係）

（表面）

第 号

身分証明書

(写真) 3.0 mm

所属
職名
氏名

上記の者は、鳥取県景観形成条例
第25条第1項に規定する立入調査
を行う職員である。

年 月 日

鳥取県知事 印

90 mm

（裏面）

鳥取県景観形成条例（抜粋）
（措置命令）
第23条 知事は、措置勧告を受けた所有者等が当該措置勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、地域の景観形成及び生活環境の保全への支障を除去するため必要な限度において、期限を定めて、支障除去措置を行うよう命ずることができる。

（立入調査）
第25条 知事は、第23条の規定による命令を行うため必要な限度において、景観支障物件についてその所有者等に対し報告を求め、又はその職員に当該景観支障物件若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

90 mm